

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 17 日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

} 様

社会教育課長

緊急事態宣言の解除を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（通知）

本県に出されていた緊急事態宣言が6月20日までで解除され、まん延防止等重点措置区域となります。

このことを受けて、6月21日から7月11日までの取扱いについては、以下の点に変更となりますので、適切に対応願います。

記

1 美術館・博物館

○開館時間の制限

（措置区域：神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）

- ・最大20時まで

（その他区域）

- ・最大21時まで

○イベント開催の場合の制限（県内全域）

（大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの）

- ・収容定員の100%以内、人数上限5,000人

（大声での歓声・声援等が想定されるもの）

- ・収容定員の50%以内、人数上限5,000人

（共通）

- ・開催時間は最大21時まで
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

2 図書館

変更なし

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp